

香美市鍛冶屋創業支援事業費補助金交付要綱

令和7年3月27日

告示第61号

香美市長 依光 晃一郎

香美市鍛冶屋創業支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、香美市補助金の交付に関する規則（平成18年香美市規則第48号。以下「規則」という。）第19条の規定に基づき、香美市鍛冶屋創業支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、本市にある鍛冶屋創生塾を卒業後、本市で鍛冶屋を創業する者に対して、予算の範囲内で補助金を交付することで、本市の伝統的工芸品である土佐打刃物を継承していくことを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て備えている者とする。

- (1) 本市にある鍛冶屋創生塾に在学している者又は卒業翌年度から7年が経過していない者
- (2) 継続発展する見込みのある鍛冶屋をすでに開業している者又は開業しようとしている者
- (3) 市町村税の滞納がない者

2 前項に該当する者のうち、次に各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者から除く。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団に該当する者
- (2) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定する政治団体に該当する者又は宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体に該当する者
- (3) その他市長が適切でないと判断する者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、香美市内で鍛冶屋を開業することを目的として、事業所の賃貸及び設備、備品の購入等事業所開設に係る整備を行う事業とする。

(補助対象経費及び補助金の額等)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとする。

2 補助金の額は補助対象経費の10分の10以内の額、補助上限額は100万円以内とし、市長が予算

の範囲内で定める。ただし、算出された交付額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

- 3 補助金は、補助上限額に達するまで複数年度申請することができるものとする。ただし、申請初年度以降の補助上限額は、100 万円から過年度に第 12 条に基づく補助金の確定がされたすべての補助金合計金額を差し引いた額とする。

(補助金の申請)

第 6 条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類及び別表に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 鍛冶屋創生塾に在学していることを証明する書類又は、鍛冶屋創生塾を卒業したことを証明する書類
- (2) 事業計画書
- (3) 開業届（開業している者に限る）
- (4) 市町村税の滞納がない証明書
- (5) 土佐打刃物連合協同組合からの意見書
- (6) 誓約書
- (7) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の補助金交付申請書の提出にあたって、当該補助金に係る消費税仕入控除額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第 7 条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、その内容を審査したうえで補助金の交付を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の審査に当たり、申請書に添付された事業計画書等の内容について、香美市商工会及び高知県土佐打刃物連合協同組合に意見を聴取することができる。

- 3 市長は、第 1 項の規定により交付を決定した場合は、補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により当該申請者に通知するものとする。

(補助条件)

第 8 条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付目的を達成するため、次の各号に掲げる条件を遵守しなければならない。

- (1) この告示及び規則等に違反しないこと。
- (2) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等（当該収入及び支出についての証拠書

類を含む。)を補助事業終了の翌年度から起算して5年間整理保管しておくこと。

(補助事業の変更)

第9条 補助事業者は、補助事業について変更しようとする場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ補助金補助事業変更承認申請書(様式第3号)を提出し、市長の承認を受けなければならない。

(1) 交付決定額の変更をしようとするとき(ただし、交付決定額の20パーセントを超えない範囲で減額しようとする場合は、この限りでない。)

(2) 補助対象経費の新設又は廃止

(3) 事業内容の重要な部分に関する変更

2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、やむを得ないと認めたときは、補助金補助事業変更承認(交付決定内容変更)通知書(様式第4号)により補助事業者に通知するものとする。

(事業の中止・廃止)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、速やかに補助金事業中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書が提出された場合は、その内容を審査し、やむを得ないと認めたときは、補助金中止(廃止)承認通知書(様式第6号)により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の3月31日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書(様式第7号)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 第6条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であって、前項の補助金実績報告書の提出時期までに当該補助金に係る消費税仕入控除額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第6条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であって、第1項の補助金実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額(前項の規定により減額した事業において、その金額が減じた額を上回る場合にあつては、当該上回る額)を消費税仕入控除税額等報告書(様式第8号)により市長に提出するとともに、市長の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(補助金額の確定)

第12条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、その内容を審査し、補助対象となる当該年度の事業が完了していることを確認後、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(様式第9号)により、補助事業者に通知するものとする。

(概算払)

第 13 条 市長が補助金の交付の目的を達成するため特に必要と認めたときは、概算払により補助金を交付することができる。この場合において、補助事業者は補助金概算払い請求書(様式第 10 号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の支払)

第 14 条 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書(様式第 11 号)を市長に提出しなければならない。

(財産の処分及び管理)

第 15 条 補助事業者は、補助事業が完了した後も当該事業により取得し、又は効用が増加した財産を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければならない。

(重複交付の禁止)

第 16 条 補助事業者が当該補助事業について、香美市商工観光振興事業費補助金の交付を受けた場合は、この告示に基づく補助金は交付しないものとする。

(補助金の交付決定の取消し及び補助金の返還)

第 17 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 当初の申請後、5 年以内に鍛冶屋の開業を届出しなかったとき。
- (2) 補助事業完了後 5 年未満で事務所を香美市外へ移転したとき。
- (3) この告示で定める様式に付した条件及び規則等に違反したとき。
- (4) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。
- (5) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。
- (6) 補助事業を中止(廃止)したとき。
- (7) その他市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、第 11 条の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(検査等)

第 18 条 市長は、必要に応じて補助事業者に対し補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(補則)

第 19 条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示に基づき交付された補助金については、第8条、第11条第3項、第15条、第16条、第17条及び第18条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表（第4条、第6条関係）

補助対象事業	補助対象経費	添付書類	補助率	補助限度額
鍛冶屋創業支援事業	(1) 事業所の賃貸 (敷金、礼金、保証金等は除く。)に係る経費 (2) 事業所の改修費(ただし、自己所有の事業所の改修費は除く。) (3) 設備、備品購入費 (4) 消耗品費(ただし、原材料費は除く。) (5) 機械搬入等に係る賃借料(トラックレンタル代等。)	(1) 事業所開設経費明細 (2) 支払根拠書類(支払領収書等) (3) 定款、税務署へ提出した開業届出書など事業内容が分かる書類 (4) その他市長が必要と認める書類	10分の10以内	100万円